

第16号議案

令和7年度使用教科用図書採択に関する方針について

上記の議案を提出する。

令和6年3月21日

提出者 教育長 酒 井 泰

令和7年度使用教科用図書採択に関する方針について

令和7年度使用教科用図書採択に関する方針について、次のとおり決定する。

1 採択の基本方針

(1) 小学校用教科用図書

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和38年法律第182号。以下「無償措置法」という。）第14条の規定により、令和7年度は、令和5年度に採択し、令和6年度から使用している小学校用教科用図書と同一の教科用図書を採択するものとする。

(2) 中学校用教科用図書

文部科学省が作成した「中学校用教科書目録（令和7年度使用）」に登録されている教科用図書のうちから採択するものとする。

(3) 特別支援学級用教科用図書

ア 小学校学習指導要領又は中学校学習指導要領に基づき教育課程を編成する場合は、(1)及び(2)で採択された教科用図書を採択することを原則とする。

イ 学校教育法（昭和22年法律第26号）附則第9条の規定により、(1)及び(2)で採択された教科用図書以外の教科用図書を採択することができるものとする。

2 採択の方法

(1) 教科用図書の採択は、教育委員会が無償措置法第10条の規定に基づく東京都教育委員会の指導、助言又は援助の下に行うものとする。

(2) 種目（教科用図書の教科ごとに分類された単位）ごとに1種の教科用図書について行うものとする。ただし、特別支援学級用教科用図書はこの限りではない。

(3) 採択にあたっては、対象となる教科用図書について調査研究が十分行われるよう配慮するとともに、その調査研究をいかした公正かつ適正な採択を実施するものとする。

3 委員会の設置

採択に必要な資料を得るために、小・中学校校長等で構成する、教科用図書

選定資料作成委員会、中学校教科用図書調査研究委員会、小学校特別支援学級教科用図書調査研究委員会及び中学校特別支援学級教科用図書調査研究委員会を設置する。また、小学校用教科用図書について、特段の必要性がある場合は、その種目に係る調査研究委員会を設置する。

4 今後のスケジュール（予定）

令和6年5月	第1回教科用図書選定資料作成委員会
5月～6月	各調査研究委員会
6月	第2回教科用図書選定資料作成委員会
8月	令和7年度使用教科用図書の採択